

介護老人保健施設 あおしまのいえ

運営規定

(施設の目的)

第1条 当施設は、要介護状態と認定された利用者（以下「利用者」という。）に対し、介護保険法令の趣旨に従って、利用者がその有する能力に応じ可能な限り自立した日常生活を営むことができるように支援するとともに、利用者の居宅における生活への復帰を目指した介護保健施設サービスを提供することを目的とする。

(施設の運営方針)

第2条 施設は、前条の目的を達成するために、以下の方針を遵守して運営されるものとする。

- ①施設は、常に利用者の人間としての尊厳を念頭において運営されるものとする。
- ②施設の地域に対する公共性と公益性ならびに施設の介護保険制度上の役割を認識し、家庭と医療機関との中間的処遇を基本とした介護を行う。
- ③施設は、常に医療と福祉の連携並びに明るく家庭的な雰囲気の中でのサービス提供を心がけて運営されるものとする。
- ④施設は、利用者の人権の養護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。
- ⑤施設は、介護保健施設サービスを提供するに当たっては、介護保険法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めるものとする。

(施設の名称及び所在地等)

第3条 当施設の名称所在地等は次のとおりとする。

- (1) 施設名 あおしまのいえ
- (2) 開設年月日 平成30年12月16日
- (3) 所在地 宮崎県宮崎市青島4丁目6番地3号
- (4) 電話番号 0985-65-1122 FAX 番号 0985-65-2110
- (5) 介護保険指定番号 4550180014

(利用者の定員)

第4条 施設の利用者の定員は、入所70名（短期入所、予防給付短期入所を含む）

(職員の定数)

第5条 施設に次の職員をおく。

- | | |
|-----------------|-------|
| (1) 施設管理者・医師 | 1名 |
| (2) 看護職員 | 7名以上 |
| (3) 介護職員 | 16名以上 |
| (4) 支援相談員 | 1名以上 |
| (5) 理学療法士・作業療法士 | 1名以上 |
| (6) 介護支援専門員 | 1名 |
| (7) 栄養士または管理栄養士 | 1名 |

2. 施設長は、前項に定める職員のほか業務上必要があると認めるときには施設の事情に

応じた適当数の職員を配置することができる。

(職員の職務内容)

第6条 職員の職務内容は、次のとおりとする。

- ①管理者は、介護老人保健施設に携わる従業者の総括管理、指導を行う。
- ②医師は、施設の業務と統括し、所属職員を指揮・監督し、利用者の健康管理および医療について適切な処置を講ずる。
- ③看護職員は、医師の指示に基づき投薬、検温、血圧測定等の医療行為を行うほか利用者の施設サービス計画に基づく看護を行う。
- ④介護職員は、利用者の施設サービス計画に基づく介護を行う。
- ⑤理学療法士・作業療法士は、医師や看護師等と共同してリハビリテーション実施計画書を作成するとともにリハビリテーションを行う。
- ⑥介護支援専門員は、施設長の命を受け利用者の施設サービス計画の原案を立案するとともに、要介護認定及び要介護認定更新の申請手続きを行う。また施設利用者の居宅での日常生活の検討・協議ならびに居宅介護支援事業者等への情報提供と連携、苦情対応の責任者（窓口）苦情内容等の記録、事故の状況に際して採った処置の記録を行う。
- ⑦支援相談員は、利用者及びその家族からの相談に適切に応じるとともに、市町村との連携を図るほか、ボランティアの受け入れを行う。
- ⑧栄養士は、利用者の栄養管理を行うとともに給食管理、食事相談を行う。
- ⑨事務員は、施設内の人事・会計・給与等に関する事務処理を行う。

(職員の質の確保)

第7条 職員の資質向上のために、その研修の機会を確保する。

2. 施設は、全ての従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。

(施設利用)

第8条 施設は、利用者の入所について、以下のとおり定める。

- ①要介護認定の要介護度1～5の入所希望者に対し、入所の受け入れを行うものとし、それぞれの利用者に応じた施設サービス計画の立案を行うものとする。
- ②施設は、利用者の身体状態および病状に照らし、施設サービスの提供が必要であると認められる入所希望者を施設に入所させるものとする。
- ③施設は、入所申込者が必要とする介護の程度が重いことをもって入所を拒んではならない。
- ④施設は、入所申込者の入所に際して、その病歴、家族状況などの把握に努める。
- ⑤施設は、新たに入所した利用者に対し、施設の日課および施設内での生活についての説明を行い利用者の不安をとり除くように努めなければならない。
- ⑥施設は、利用者の身体状態および病状に照らし、定期的に入所継続の要否判定を行わなければならない。

(受給資格の確認)

第9条 施設は、施設利用希望者の介護老人保健施設にかかわる介護老人保健施設サービスを受けることが適当と認められた場合には、その者の提示する「介護保険被保険者証」(以下、「被保険者証」という。)によって介護老人保健施設サービスの受給資格およびその有効期間の確認をしなければならない。また施設は、「被保険者証」に認定審査会の意見が記載されているときは、その意見が記載されているときは、その意見に配慮して、介護老人保健施設サービスを提供するように努めなければならない。さらに施設は、利用者の入所時、入所中の「被保険者証」の有効期間を把握し、要介護認定等の変更申請が遅くとも当該利用者が受けている要介護認定等の有効期間終了する30日前にはなされるよう必要な援助を行わなければならない。

(利用料金)

第10条 施設の利用料金は、下記のとおり規定する。

- ①施設利用者の利用料金は、介護保険法令にしたがって別紙のとおり規定される。ただし介護保険の改正にともなって改訂されるものとする。
- ②施設は、別に定める食費、室料(平成17年10月1日改正により食費ならびに室料が利用者の全額自己負担になった。)理美容費、その他利用者の日常生活に要する範囲内の費用などを利用者から支払を受けることができる。
- ③施設は、利用開始に際して、利用料を具体的に明示しななければならない。

(健康保持)

第11条 利用者は、みずから健康に留意するものとし、施設で行う医師による診察、健康診断(必要に応じて血液検査、尿検査、胸部レントゲン等)は、特別の理由がない限り努めて受けなければならない。

(利用者の健康管理)

第12条 施設は、利用者の健康管理について以下のことを実施しなければならない。

- ①医師は利用者に対して毎月2回以上の診察を行うものとする。
- ②医師は利用者の緊急時または病変があったときは、前項の規定にかかわらず診察しなければならない。

(施設内の禁止行為)

第13条 利用者は、施設内での次の行為を行ってはならない。

- ①宗教や習慣の相互等で他人を攻撃し、または自己のために他人の事由を侵すようなこと。
- ②指定した場所以外での火気の使用および喫煙場所以外での喫煙。
- ③故意に施設もしくは物品、設備に障害を与え、またはこれらを施設外に持ち出すこと。
- ④利用者間の金銭および物品の受け渡し、ならびに利用者からすべての職員に対する金銭および物品の受け渡し。
- ⑤施設内の秩序、風紀を乱し、または施設内の安全を乱すこと。
- ⑥その他、施設長が禁止と認めた行為。

(外出および外泊)

第14条 利用者は、外出および外泊しようとするとき、所定の手続きをとって外出、外泊先、用件、

施設へ帰着する予定日などを施設長へ届けなければならない。

(身上の変更届)

第15条 利用者は、その家族関係などに変更が生じた場合は、速やかに施設長または支援相談員に届けなければならない。

(介護老人保健施設サービス記録の記載)

第16条 施設は、利用者に対して行った介護老人保健施設サービスに関し、利用者の「被保険者証」の記載および「健康手帳」の医療に係るページへの記録として、入所に際しては入所の年月日ならびに入所している介護保険施設の種別および名称を記載し、退所に際しては、退所の年月日を当該利用者の「被保険者証」に記載しなければならない。ただし、「被保険者証」および「健康手帳」を有していない者については、この限りではない。

(秘密保持)

第17条 施設とその職員は、業務上知り得た利用者および扶養者もしくはその家族などに関する秘密を、正当な理由なく第三者に漏らしてはいけない。
ただし、入退所に関することや他科受診、認定審査等に関する情報提供については、利用者および扶養者からあらかじめ同意を得た上で行うものとする。

(情報提供文書の交付)

第18条 施設は、介護老人保健施設サービスを受けている利用者の他科受診時には、当施設の入所者であることを示す文書を利用者の同意を得て情報提供するものとし、これを入所者に対して交付しなければならない。

(必要な医療の提供が困難な場合の措置)

第19条 施設の医師は、入所者の症状からみて、当施設において必要な医療を提供することが困難であると認めた場合は、協力医療機関等への入院および医師の対診を求めるなどの適切な措置を講じなければならない。

(食事)

第20条 利用者に対する食事サービスは、以下のことに留意して行わなければならない。
①調理にあたっては、栄養および利用者の心身状況、嗜好等を十分に考慮したもので、調理ならびに配膳等においては、食品衛生上の配慮をおこたらないようにしなければならない。
②利用者の食事は、できるだけ食堂で行われるように努めなければならない。

(機能訓練)

第21条 利用者の心身機能の改善、またはその維持を図るために計画的に機能訓練を行わなければならない。

(療養環境の衛生管理)

第22条 施設長をはじめとする施設職員は、利用者の療養環境の衛生管理と利用者の保健衛生のため

に、次の各号の規定された衛生管理に努めなければならない。

- ①保健衛生の知識の普及とこれに基づく衛生管理の日常的な実施。
 - ②利用者に週2回以上の入浴または必要に応じた身体の清拭。
 - ③年2回（年末と7月）以上の施設内外の清掃ならびに環境美化の実施。
 - ④各部署の清掃を適宜実施すること。
 - ⑤廃棄物の取扱いについては、分別処理と資源化を行わなければならない。
2. 利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療用具の管理を適正に行う。
3. 感染症が発生し又はまん延しないように、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を定め、必要な措置を講ずるための体制を整備する。
- ①施設における感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね3月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
 - ②施設における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
 - ③施設において、従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施する。
 - ④「厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の退所等に関する手順」に沿った対応を行う。
4. 栄養士、管理栄養士、調理師等厨房勤務者は、毎月1回、検便を行わなければならない。
5. 定期的に、鼠族、昆虫の駆除を行う。

（ケース会議）

第23条 利用者の処遇にかかわる全ての職員は定期的にケース会議を開き、利用者に対するサービスに関する職員の意思ならびに行為の統一や情報の伝達および利用者の処遇、問題点、課題などについて正確かつ共通の認識をもち、利用者の処遇向上に努めなければならない。

（身体の拘束等）

第24条 施設は、原則として利用者に対し身体拘束を廃止する。但し、当該利用者または他の利用者等の生命または身体を保護するため等緊急やむを得なく身体拘束を行う場合、当施設の医師がその様態及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を診療録に記載する。また、職員は、拘束廃止に向けて定期的な検討会を開催するとともにその記録を行う。

2. 施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、以下に掲げる事項を実施する。

- ①身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図る。
- ②身体的拘束等の適正化のための指針を整備する。
- ③介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施する。

(虐待の防止等)

第25条 施設は、利用者の人権の養護、虐待の発生又はその再発を防止するため、以下に掲げる事項を実施する。

- ①虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的で開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図る。
- ②虐待防止のための指針を整備する。
- ③虐待を防止するための定期的な研修を実施する。
- ④前③号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置する。

(事故発生の防止及び発生時の対応)

第26条 施設は、安全かつ適切に、質の高い介護・医療サービスを提供するために、事故発生の防止のための指針を定め、介護・医療事故を防止するための体制を整備する。また、サービス提供等に事故が発生した場合、施設は利用者に対し必要な措置を行う。

2. 施設医師の医学的判断により、専門的な医学的対応が必用と判断した場合、協力医療機関、協力歯科医療機関又は他の専門的機関での診療を依頼する。
3. 事故発生の防止のための委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）及び従業者に対する定期的な研修を実施する。
4. 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置する。

(褥瘡対策等)

第27条 施設は、利用者に対し良質なサービスを提供する取り組みのひとつとして褥瘡が発生しないような適切な介護に努めるとともに、その発生を防止するための体制を整備する。

(苦情処理)

第28条 施設は、提供したサービスに関する利用者及びその家族から苦情に迅速かつ適切に対応するため、苦情を受け付ける窓口を設置し、当該苦情に関して内容等を記録しなければならない。また、その内容如何によっては改善等の対策を講ずる。

(緊急時の対応方法)

第29条 施設利用時の緊急時対応方法を下記のとおり規定する。

- ①施設入所者の容態に変化があった場合には、施設長に連絡するなどの必要な処置を講じご家族などにすみやかに連絡を行うとともに病状によっては医療機関への受診の調整を行う。
- ②施設は、各利用者が転倒事故にあわれた場合は上記の対応を行うとともに各利用者カルテと事故報告書に詳細を記載する。
- ③施設は、自然災害、火災、その他の災害が発生した場合は、施設の災害対策マニュアルに沿って必要な対策を講じる。また、地域（地区消防団、地区自治会、地区民生委員）への協力を得るとともに各利用者の被害にかかわらず家族などにすみやかに連絡を行う。

(協力医療機関との連携)

第30条 施設は、入所者の病状の急変に備えて、常時診療可能な体制を図ってもらうように協力医療

機関と協議、調整を行う。

(利用者の退所)

第31条 施設は、利用者の退所について、以下の通り定める。

- ①施設は、利用者の退所の判定にあたって医師、看護職、介護職、支援相談員等の職員の協議により対応するよう努めなければならない。
- ②次の場合には、退所の措置を講ずる。
 - i 協議により、家庭復帰が可能であると判断したとき。
 - ii 利用者からの退所の申し出があり、家庭復帰が適当と認められたとき。
 - iii 利用者が無断で退所し、再入所の見込みがないとき。
 - iv 利用者に入院治療の必要性が生じたとき。
 - v 利用者が死亡したとき。
- ③施設は、利用者の退所に際して、本人またはその家族等に対する適切な援助を行うとともに、退所後の担当医師に対する情報の提供、各種サービスの提供および保健サービス、福祉サービス実施機関との連携に努めなければならない。
- ④施設長は、第11条及び利用者が決められた規律に従わなかったり、禁止行為を行ったりして、施設の共同生活の秩序を乱すことがあった場合には、適切な指導を行い、更にそれに従わないときは、入退所判定会議の協議を経て、家族もしくは保証人の承諾を得た上で利用者を退所させることができる。

(市町村との連携)

第32条 施設は、その運営にあたって市町村との連携に努めなければならない。

(市町村長へ通知)

第33条 施設は、介護老人保健施設サービスを受けている者が、以下の各号のいずれかに該当する場合には、意見を付してその旨を当該利用者の居住地を管轄する市町村長に通知しなければならない。

- ①偽りその他の不正な行為によって、介護老人保健施設療養を受け、または受けようとしたとき。
- ②入所者の転倒等（事故）により入院相当の怪我、疾病を負ったとき。
- ③職員他から入所者への虐待行為を確認したとき。

(記録の整備)

第34条 施設は、施設の設備・構造、職員、会計、利用者の入退所の判定ならびに利用者に対する施設療養その他のサービスの提供に関するつぎの諸記録を整備しておかなければならない。

- ①管理に関する記録
 - i 業務日誌
 - ii 職員の勤務状況、給与、研修などに関する記録
 - iii 月間および年間の業務計画表ならびに業務実施状況表
- ②入退所の判定に関する記録
 - i 基準13号第5項にもとづく定期的な判定の経過および結果
- ③施設療養その他のサービスに関する記録

- i 利用者台帳（病歴、生活歴、家族の状況などを記録したもの）
 - ii 利用者のケース記録
 - iii 診療、看護、介護、機能訓練などの記録
 - iv 献立および食事に関する記録
- ④会計・経理に関する記録
- ⑤施設および構造設備に関する記録

（非常災害対策）

- 第35条 施設は、自然災害、火災、その他の防災対策について、昭和63年11月11日老健第24号厚生大臣官房老人保健部長通知「老人保健施設における防火防災対策要項」にしたがい、防災対策に万全を期するものとし少なくとも年3回以上の避難訓練を行うものとする。
2. 施設は、地域と協力して、相互の防災に努める。
 3. 防災マニュアル、防火訓練については、別に定める。

（業務継続計画の策定等）

- 第36条 当施設は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する介護保健施設サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。
2. 当施設は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施する。
 3. 当施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行う。

（その他）

- 第37条 地震等非常災害その他やむを得ない事情の有る場合を除き、入所定員及び居室の定員を超えて入所させない
2. 運営規程の概要、当施設職員の勤務体制、協力病院、利用者負担の額及び苦情処理の対応、プライバシーポリシーについては、施設内に掲示する。
 3. 施設は、適切な介護保健施設サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。
 4. この規定に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

（施行）

- 第38条 平成30年12月16日 制定・施行
令和3年10月1日 改訂・施行
令和6年4月1日 改訂・施行